

議案第20号

兵庫県市町村職員退職手当組合理約の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、平成21年4月1日付けで兵庫県市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更することについて協議する。

よって、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成21年3月2日提出

加西市長 中 川 暢 三

兵庫県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約

兵庫県市町村職員退職手当組合理約（昭和30年兵庫県告示第197号の12）の一部を次のように改正する。

別表第1号中「氷上多可衛生事務組合、兵庫県市町村職員退職手当組合」を「兵庫県市町村職員退職手当組合」に改め、「、兵庫県佐用郡佐用町・宍粟市三土中学校事務組合」及び「、淡路市・洲本市広域事務組合」を削る。

附 則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

(審議資料)

氷上多可衛生事務組合、兵庫県佐用郡佐用町・宍粟市三土中学校事務組合、淡路市・洲本市広域事務組合の脱退に伴い、兵庫県市町村職員退職手当組合理約を変更することにつき、議会の議決を求めるもの。